

指定申請の流れについて

準備

- 指定の要件（基準）の確認
指定事業者になるためには、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等に規定する基準を満たさなければなりません。

例えば

- ・ 申請者が法人であること。
- ・ 法人の定款等の目的に、指定を受けようとする介護保険サービスが正しく位置付けられていること。

※「《参考》 定款への事業名の記載について」の記載例を参照してください。

基準を確認するには・・・「介護保険六法」等の一般の書籍や「運営の手引き」等で確認してください。

- 指定申請書類の作成
横須賀市ホームページ「総合案内」「暮らし・手続き」「便利な手続き（DX・オンラインサービス）」「申請書ダウンロード」「民生局福祉こども部指導監査課」の書式「介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係」内の「1. 新規事業者指定」、各サービスの「指定申請書類様式」、「申請書類記載例・作成例」、「必要書類一覧及び留意事項」などを参考に作成してください。

申請

申請は、原則として電子申請届出システムにより行ってください。申請は、指定予定月の**前々月20日17時まで（期限厳守）**受け付けます。申請前に、「記載例・作成例」や「必要書類一覧及び留意事項」などにより記載内容・必要書類を必ずご確認の上、申請してください。

なお、電子申請届出システムによる申請は、次の①及び②のいずれにも対応可能な場合に限り、いずれか一つでも対応できない場合は、郵送により申請してください。

① GビズID（法人・個人事業主向け共通認証システム）の取得が必要です。

② 法人の登記簿謄本は登記情報提供サービスによる提出のみ可能です。（紙の登記簿謄本をPDF化したものは認められません。）

面談の予約

面談の受付は完全予約制です。申請後に予約を受け付けます。予約は、指定予定月の**前々月25日17時まで**に電話で受け付けます（土日、祝日を除く）。電子申請届出システムで申請書類を提出した場合であっても、面談を実施し、手数料の納付が確認できなければ指定できません。必ず期限内に予約の申込みを行ってください。予約受付期間を過ぎての予約は受け付けません。

面談日は、指定予定月**前月1日から5営業日**までです（市役所の閉庁日を除く）。詳細は、電話にてご確認ください（書類の補正に要する時間を考慮し、早めの日程をお勧めします）。

面談会場は、横須賀市役所分館1階指導監査課です。

【予約先】 担 当：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課
居宅介護サービス担当

対応時間：8時30分～12時、13時～17時（土日、祝日を除く）

電 話：046-822-8393（直通）

面談

申請書及び添付書類等の審査を、対面で面談を実施しながら行います。不備のあった書類については、前月**13日**までに補正・再提出していただきます（前月**13日**までに受理できない場合は、翌月以降に改めて申請していただくことになります）。受理した書類について、二次審査や現地調査を行い、基準等に基づく審査が完了した事業所は、**翌月1日**に指定します。

※ 受理に当たっては、人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要があります。指定申請までに、建築・改修が完了していること、関係法令（建築基準法、消防法等）の確認が終了していること、人員の確保、設備の設置、備品等の配置が完了していることが必要です。

※ 審査にかかる手数料については、「指定申請等手数料について」を参照してください。面談当日に納付いただきます。

指定

指定は**毎月1日**です。

告示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等を横須賀市報にて告示します。「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも登録します。